

出席停止となる感染症一覧

医療機関で次の表にあるような感染症の診断を受けた場合は、出席停止になります。この場合は学校へ電話で連絡のうえ、登校を控えてください。（診断書を提出する必要はありません）登校を再開する時期は、医師の指示に従ってください。また、出席停止の場合は欠席扱いになりません。

◆感染症の種類（R5.5.8 改正）

【第 一 種】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）

【第 二 種】

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス＜令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。＞であるものに限る。）結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

【第 三 種】

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（学校長が学校医と相談し出席停止にするかどうか決める）

＜その他の感染症＞

溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、アタマジラミ・伝染性軟属腫（水いぼ）・伝染性膿痂疹（とびひ）など